

株 主 各 位

証券コード 8798  
(発信日) 2025年8月4日  
(電子提供措置の開始日) 2025年7月29日

大阪府中央区瓦町三丁目5番7号  
株式会社 **アドバンスクリエイト**  
代表取締役社長 **濱田 佳治**

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.advancecreate.co.jp/ir/meeting>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アドバンスクリエイト」または「コード」に当社証券コード「8798」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット）または書面によって議決権を行使することができます。株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月18日（月曜日）当社営業時間終了の時（午後5時30分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

電磁的方法による議決権行使に際しましては、4頁の〈インターネットによる議決権行使のご案内〉をご確認ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年8月19日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区瓦町三丁目5番7号  
株式会社アドバンスクリエイト 本社10階会議室  
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾に記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 第三者割当による普通株式発行の件
  - 第3号議案 第三者割当によるA種種類株式発行の件
  - 第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
  - 第5号議案 剰余金の処分の件

以 上

1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 本臨時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
4. 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
5. 車いすでのご出席の方には、会場内に専用スペースを設けております。
6. 株主総会会場にご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、株主の皆様との懇談会は開催いたしません。また、お土産、お飲み物をご用意いたしておりません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2025年8月19日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



**インターネットで議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年8月18日（月曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



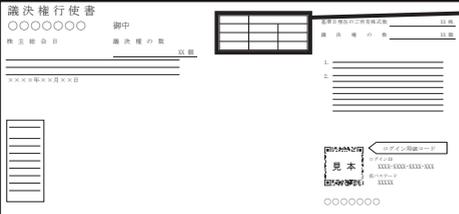
**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年8月18日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



ここに議案の賛否をご記入ください。

**第1・2・3・4・5号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

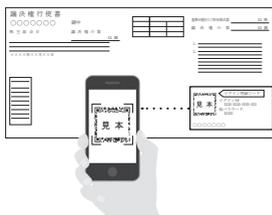
# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

(スマートフォン・タブレット等)

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法 (パソコン等)

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯

#### 1. 当社グループの現状

当社グループが事業を展開する保険業界においては、公的保険制度への不安感や個人金融資産を貯蓄から投資へ移行する動きから、民間保険に対するニーズは依然として底堅く推移するものと見込まれております。また、一般社団法人生命保険協会（以下、「生命保険協会」といいます。）の「認定代理店」制度（※1）に見られるように、保険業界は、保険代理店事業の体制整備及びお客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の実現が求められている状況にあります。

このような状況下、当社グループは「人とテクノロジーを深化させ進化する会社」を標榜し、あらゆる保険ニーズに対応できる「保険業界のプラットフォーム」とOMO（※2）時代に相応しい体制を構築すべく、日々新たな挑戦を行っております。

しかしながら、当社は2024年9月期連結会計年度末において、4,973百万円の債務超過となり、当社が上場している東京証券取引所プライム市場、福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場における上場維持基準等（純資産が正であること）に適合しない状態（※3）となったことから、計画期間（改善期間である2025年9月末）までに純資産に係る上場維持基準等を充たすための各種取り組みを進めております。

この状況に至った経緯につきましては、当社の前任の会計監査人より、PV計算（※4）の結果の一部について実態との乖離が見られるとの指摘を受け、社外の独立した第三者である弁護士及び社外監査役から構成される調査委員会を組成して調査を実施いたしました。その結果、調査委員会から過年度のPV計算の問題点について報告書及び追加報告書を受領し、第25期（2020年9月期）から第28期（2023年9月期）の各期間において計上された各売上高を訂正することとなりました。この訂正により、2024年9月期連結会計年度末において債務超過の状態に至ったものであります。

その状況に対処するため、当社は保険代理店事業におけるコールセンターのコスト削減等を通じて、2024年9月期連結会計年度末における販売費及び一般管理費を15.8%削減し固定費の適正化を進めております。また、PV計算の誤謬発生を防止するために、内部統制の強化を図り、PV売上の計算方法の整理及びPV計算のための仕組みの再整備の実施や、2024年12月1日付で内部統制監査を担当する人員を配置し、組織体制の強化等を実施してまいりました。加えて、売上・利益の拡大のためにデジタルマーケティングを活用したアポイント取得の拡大（月間1万件目標）と、自社開発のオンライン面談システム（Dynamic OMO）やアバターAIロープレ支援サービス「アバトレ」等の最新テクノロジーを活用した営業力強化に取り組んでおります。

当社は上場を維持することが、当社の保有する「保険市場（ほけんいちば）」ブランドの認知

度向上に寄与するとともに、保険という金融商品を取り扱う上で信頼性を高める一助を担っていることから事業戦略上重要であると考えております。しかし、前述の施策だけでは4,973百万円（2025年第2四半期末では6,535百万円）という債務超過を解消するには不十分であると考えております。また、2024年6月24日に発行した株式会社アドバンスクリエイト第10回新株予約権（以下、「第10回新株予約権」といいます。）については、現在の当社の株価は下限行使価額（721円）を大きく下回る水準で推移しており、現在のところ行使再開の目はたっていないため、会社法第273条及び第10回新株予約権発行要項第16項第（1）号に定める取得条項に従い、当社は2025年7月17日、割当先である大和証券株式会社に通知した上で、残存する第10回新株予約権全部（15,690個）の取得を取締役会で決議いたしました。その結果、第10回新株予約権については、2025年8月1日（予定）に残存分を全て取得するとともに、取得後ただちに消却することを予定しております。もともと、前述のとおり、第10回新株予約権は現在までにその一部しか行使されておらず、2024年6月7日付プレスリリースにおいて掲げておりました一部の資金使途（「②保険代理店事業用AIの開発・改修に係る投資資金」、「③デジタルマーケティングプロモーションに使用するシステム開発・改修に係る投資資金」、「④ASP事業におけるシステム開発・改修に係る投資資金」）については調達資金を充当することができなくなっております。更に、当社は、取引金融機関との当座貸越契約等に基づいて借入を実行し、手元資金の確保に努めているものの、安定的かつ継続的な事業運営のためには資金調達が必要であると考えております。

以上のことから、上場を維持し持続的な事業成長を続けていくためには、抜本的な資本増強策が不可欠であると判断いたしました。

本資金調達の目的は、財務状況を抜本的に改善するとともに、長期的な業績改善（収益力の向上）のための投資を実施し、上場の維持、長期的な収益力の向上を実現することにあります。このような取り組みを通じて、株主価値の向上と持続的な成長を図ってまいります。

- ※1 生命保険協会は、調査を希望した生命保険乗合代理店を4つの視点（①契約時の対応が適切に行われている、②契約後のアフターフォローが充実している、③お客様の個人情報の管理ができており及び④健全な経営・企業活動が行われている）から調査・評価し、「業務品質評価基準」の基本項目を全て達成した代理店を「認定代理店」として公表しております。
- ※2 OMOとは、Online Merges with Offline.の略であり、オンラインとオフラインを融合する取り組みをいいます。
- ※3 福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場においては、株券上場廃止基準（債務超過となった場合）に抵触した場合をいい、以下においてはこれらの基準を区別せず上場維持基準等といいます。
- ※4 保険代理店事業における代理店手数料売上の計上方法として、将来受け取る代理店手数料の

金額を見積り、その割引現在価値合計額を売上として計上する方法を示します。

## 2. 本第三者割当予定先の選定理由

本資金調達に至る経緯及び必要性につきましては上述のとおりであり、当社は本資金調達において、a. 当社の経営方針・経営戦略、資金需要、資金調達の時期、及び当社の状況を理解していただける当社事業に関係が深い事業者、及びb. ハンズオン支援型等、事業回復やガバナンス強化に資するファンド等、幅広い候補先から選定を行ってきました。これらの多数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、業界のリーディングカンパニーであり、当社独立系のビジネスに深い理解のある前者a.（当社事業に関係が深い事業者）を主体とした投資家から出資を受け入れ、かつ純投資と捉えて引受け可能な投資家に普通株式の割当を行い一定水準の流通株式比率を維持しつつ資金を調達することが、財務基盤の早期立て直しをいち早く成しえると判断いたしました。

係る考えのもと、当社は2024年10月から2025年7月にかけて、上記a及びbに該当する複数の候補先に対して支援の打診を行い、そのうち数社から意向表明書を受領もしくは意向の口頭での表明をいただきました。意向表明をいただいた先と面談を重ね、最終的に下記に記載したSBIホールディングス株式会社、ライフネット生命保険株式会社、FWD生命保険株式会社、ブロードマインド株式会社及びメットライフ生命保険株式会社を第三者割当（以下、「本普通株式第三者割当」（以下に定義します。）及び「本A種類株式第三者割当」（以下に定義します。）を総称して「本第三者割当」といいます。）における割当予定先に選定いたしました。

各第三者割当予定先を選定した経緯は以下のとおりです。

### （1）SBIホールディングス株式会社

SBIホールディングス株式会社（所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号、代表取締役 会長兼 社長：北尾吉孝）（以下、「SBIHD」といいます。）並びに同社の子会社696社及び持分法適用会社64社（2025年3月31日時点。以下、総称して「SBIグループ」といいます。）から構成されるSBIグループは、銀行、証券、保険事業を中心とする金融サービス事業や資産運用事業、投資事業に加え、今後も成長領域として期待される暗号資産事業、バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業のほか、Web3関連の先進的な分野に取り組む事業等が含まれる次世代事業を中心に事業を行っております。また、SBIHDの子会社であるSBI生命保険株式会社 代表取締役社長である篠原秀典氏は当社の元社外取締役（2025年3月退任）である等、元来より繋がりががあります。篠原秀典氏を通じて北尾吉孝氏との面談を行ったところ、当社の独立系保険代理店としての事業モデルを尊重しつつ、SBIグループとの保険事業における更なる協業等により相互に価値創出が図られることも考えられるため、当社の財務再建への支援を検討するとの意向をいただきました。

た。出資後はSBIHDの持分法適用関連会社としてSBIグループからの役員派遣を通して当社のガバナンスの強化・業績改善に向けて貢献いただく方針で第三者割当増資の条件面でも相互で合意に至ったため、出資先として選定いたしました。

#### (2) ライフネット生命保険株式会社

ライフネット生命保険株式会社（所在地：東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル、代表取締役：横澤淳平）（以下、「ライフネット生命」といいます。）は、インターネットを主な販売チャネルとする先進的な生命保険会社です。当社とは2009年8月に資本業務提携を開始し、2022年7月には資本業務提携を発展的に解消しましたが、引き続き当社の株主であり、15年以上に渡って両社のデジタル分野における豊富なノウハウを活用した提携を行ってきております。

既存株主にお声掛けする一環で当社にもお声掛けをしたところ、同社との更なる業務シナジーを創出できるとの判断に至り、変化した事業環境に対応する新たな資本業務提携の構築について協議を開始し、相互の業務シナジーの最大化の方針で合意に至り選定いたしました。

#### (3) FWD生命保険株式会社

FWD生命保険株式会社（所在地：東京都中央区日本橋本町二丁目2番5号日本橋本町二丁目ビル、代表取締役：伊地知剛）（以下、「FWD生命」といいます。）は、アジア市場に特化し、顧客中心のサービス提供を行う革新的な生命保険会社です。

当社の大株主の1社であり、既存株主に対して定期的に行っている決算報告の中で、先方より、資産査定含めた十分な評価ができることを前提とし、財務再建への貢献を前向きに検討したいとお声掛けをいただきました。当社としても既存株主との関係強化はビジネス観点でもポジティブと判断し、出資先として選定いたしました。

#### (4) ブロードマインド株式会社

ブロードマインド株式会社（所在地：東京都渋谷区桜丘町1番1号、代表取締役：伊藤清）（以下、「ブロードマインド」といいます。）は、独立系の強みを活かし、多様な金融商品を通じて、顧客のライフプラン実現を支援する総合金融コンサルティング会社です。

FWD生命 代表取締役 伊地知剛氏よりご紹介を受け、ブロードマインド 代表取締役 伊藤清氏との面談の機会をいただきました。その際、当社の経営方針、現状及び資金需要についてご説明した結果、同社より当社の財務再建支援に関するお声掛けをいただくとともに、業務連携についてもご提案をいただきました。まずは財務再建のご支援について、当社支援の方針で合意に至り、同社を出資先として選定いたしました。業務連携につきましては、今後検討予定です。

#### (5) メットライフ生命保険株式会社

メットライフ生命株式会社（所在地：東京都千代田区紀尾井町1番3号、代表執行役 会長 社長 最高経営責任者：ディルク・オステイン）（以下、「メットライフ生命」といいます。）は、グローバルな保険会社であるメットライフの日本法人として、生命保険や医療保険を中心に多様な保険商品を展開しており、顧客のライフプランに寄り添ったサービスを提供する生命保険会社です。

当社の大株主の1社であり、当社の有するデジタルスキルや顧客接点等を活かした戦略的関係強化のために、本第三者割当に参加したいとの表明をいただきました。当社としても既存株主との関係強化はビジネス観点でもポジティブと判断し、出資先として選定いたしました。

なお、当社は、本第三者割当の割当予定先との間で後記3.のとおり、それぞれ投資契約を締結しております。

### 3. 各割当予定先と締結する投資契約の概要

当社は各割当予定先との間で、2025年7月17日付で、本第三者割当の実施に際して、投資契約を締結しております。その概要は以下のとおりであります。

#### <SBIHD及びライフネット生命との間の各投資契約>

- ① 事前承諾事項（原則として議決権保有割合（本A種種類株式を普通株式に転換したと仮定した場合における転換後の普通株式に係る議決権を含む。以下本3.において同じ。）が15%未満となる場合を除く）
  - ・株式及び新株予約権（ストックオプションを含む。）、新株予約権付社債、転換社債、新株引受権その他株式を取得することができる証券又は権利の発行、処分若しくは付与又はこれらに関する合意（本契約締結日時点において公表済みの当社における株式給付信託（J-ESOP）制度及び従業員持株会支援信託ESOP制度に基づく株式の発行、処分若しくは付与を除く。）
  - ・株式又は新株予約権（ストックオプションを含む。）の無償割当て
  - ・自己株式若しくは自己新株予約権の取得、株式分割又は株式併合
  - ・合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の組織再編行為又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受
  - ・上記の他、本第三者割当増資実行日時点における割当予定先の発行会社に対する議決権の保有割合に変動を生じることとなる一切の行為（本契約締結日時点において公表済みの当社における株式給付信託（J-ESOP）制度及び従業員持株会支援信託ESOP制度に基づく株式の発

行、処分若しくは付与を除く。)

- ・定款変更
- ・資本金の額の増加又は減少（株主総会決議を要する場合に限る。）
- ・解散若しくは清算又は倒産手続の開始の申立て
- ・上場廃止基準に該当する可能性のある行為又は上場廃止の申請
- ・上場市場区分変更の申請
- ・配当政策（配当に係る議案の付議）
- ・株主優待制度の導入又は変更
- ・新規事業への進出又は既存事業からの撤退（いずれも当社にとって重要性を有するものに限る）
- ・当社と当社の取引金融機関との間での、当社及びその子会社の借入金、社債、及び当社と当社の取引金融機関の間で締結された債権等の売買契約書に基づく債権等の弁済金の重要な返済条件に関する合意
- ・「相談役に関する規程」の改訂・変更・廃止

## ② 事前協議事項その他当社の運営に関する事項

- ・各割当予定先（SBIHD及びライフネット生命）は当社の取締役の候補者をそれぞれ1名指名することができる（議決権保有割合が20%未満となる場合を除く）。
- ・事前協議事項として（議決権保有割合が15%未満となる場合を除く）、(i)事業計画、年間予算の策定及び変更、(ii)取締役、監査役の選任又は解任
- ・割当予定先は当社が上場を維持すること及び上場会社として独立して経営することを最大限尊重し、かかる当社の上場維持及び独立性維持について最大限協力する。

## ③ 買増しの制限

- ・割当予定先は、当社の上場会社としての独立性を尊重するものとし、2025年9月30日までは、当社との事前の協議がない限り、直接又はその子会社が所有する当社株式の数について、議決権割合が20%以上となる行為（金融商品市場を通じた取得、公開買付けによる取得を含む金融商品市場外での取得（令和6年5月15日付「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行後は、これらを公開買付けによる取得を含む金融商品市場内外での取得と読み替える。）、組織再編を通じた取得を含むが、これらに限られない。ただし、本第三者割当による取得は除く。）を行わず、割当予定先グループ及びその役職員をして行わせないものとする。（ただし、下記「4. 株主間契約」で定義した本株主間契約に規定した公開買付けによる取得を除く。）

## ④ A種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権の行使制限

- ・割当予定先は、当社の直直連結会計年度における分配可能額が1,000,000,000円を上回る場合

において、当該分配可能額が1,000,000,000円を超過した金額の50%に相当する金額の範囲内に限り、金銭を対価とするA種種類株式の取得請求権を行使することができる。

#### <FWD生命、ブロードマインド及びメットライフ生命との間の各投資契約>

##### ① 事前協議事項その他当社の運営に関する事項

###### ・以下の事項を含む事前協議事項

株式及び新株予約権（ストックオプションを含む。）、新株予約権付社債、転換社債、新株引受権その他株式を取得することができる証券又は権利の発行、処分若しくは付与又はこれらに関する合意

株式又は新株予約権（ストックオプションを含む。）の無償割当て

自己株式の取得、株式分割又は株式併合

合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の組織再編行為又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又は譲受

上記の他、本第三者割当増資実行日時点における割当予定先の当社に対する議決権保有割合に変動を生じることとなる一切の行為

定款変更

資本金の額の増加又は減少

解散若しくは清算又は倒産手続の開始の申立て

上場廃止基準に該当する可能性のある行為又は上場廃止の申請

株主優待制度の導入又は変更

当社と金融機関との間の借入契約等に係る返済計画の変更

- ・割当予定先は、投資契約の他の規定に抵触しない限度で、当社が上場会社として独立して経営することを合理的な範囲内で尊重する。

##### ② 買増しの制限

- ・割当予定先は、当社の上場会社としての独立性を尊重するものとし、投資契約の有効期間中、当社との事前協議の協議がない限り、直接又はその子会社が所有する発行会社株式の数について、議決権割合が20%を超える行為（金融商品市場を通じた取得、公開買付けによる取得を含む金融商品市場外での取得、組織再編を通じた取得を含むが、これらに限られない。）を行わず、割当予定先グループ及びその役職員をして行わせないものとする。

##### ③ A種種類株式に係る取得請求権に関する合意

- ・割当予定先は、普通株式を対価とするA種種類株式の取得請求権の行使によって割当予定先が所有することとなる当社の株式に係る議決権の数が、当社の総株主の議決権の20%を超えることとなる場合の、当該20%を超える部分に係るA種種類株式の取得請求権の行使を行う

ことはできないものとする。

- ・割当予定先は、当社の直近連結会計年度における分配可能額が1,000,000,000円を上回る場合において、当該分配可能額が1,000,000,000円を超過した金額の50%に相当する金額の範囲内に限り、金銭を対価とするA種種類株式の取得請求権を行使することができる。

また、本A種種類株式の発行要項においては、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は、当社に対し2025年10月1日以降いつでも、その有するA種種類株式を取得することを、本A種種類株式1株につき当社普通株式1株と引き換えに請求することができます。これは、2025年9月期連結会計年度末において著しい流通株式比率の低下を避けるために無議決権株式としているものの、（金銭を対価とする取得請求権が付されている点以外は）経済的には普通株式に近い内容を有することが意図されていることによります（剰余金の配当については、本A種種類株式は普通株式1株につき支払う配当額と同額の金銭を普通株式と同順位で受領します。）。

さらに、本A種種類株式の発行要項においては、金銭を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株主は当社に対して、金銭（本A種種類株式の払込金額相当額）の交付と引換えに本A種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされており、これは、A種種類株主のExit手段を確保するために付されたものとなります。もともと、上述のとおり、各割当予定先との各投資契約において、割当予定先は、当社の直近連結会計年度における分配可能額が1,000,000,000円を上回る場合において、当該分配可能額が1,000,000,000円を超過した金額の50%に相当する金額の範囲内に限り、金銭を対価とするA種種類株式の取得請求権を行使することができるものとされており。

#### 4. 株主間契約

当社株主である濱田佳治（当社代表取締役）（2025年6月30日現在の当社普通株式の保有株式数は1,583,500株（議決権数は15,835個）、持株比率は6.89%）、有限会社濱田ホールディングス（2025年6月30日現在の当社普通株式の保有株式数は4,412,400株（議決権数は44,124個）、持株比率は19.20%）及び濱田亜季子（2025年6月30日現在の当社普通株式の保有株式数は949,900株（議決権数は9,499個））、持株比率は4.13%）並びに割当予定先であるSBIHD及びライフネット生命は、2025年7月17日付で、本第三者割当の実施に際して、株主間契約（以下、「本株主間契約」といいます。）を締結しております。

係る本株主間契約が締結された背景は、当社株主であり代表取締役である濱田佳治が当社経営にコミットすることを確保するとともに、当社が本第三者割当による出資を受けた後に、財務状況が悪化し濱田佳治の経営責任が問題となるような場面に陥ることがあった場合には、本第三者割当における主要な割当予定先であるSBIHD及びライフネット生命に対して、公開買付けを通じて

当社株式の保有比率を高める機会を与えることにあります。本株主間契約の内容は、本第三者割当のスキームとともに、割当予定先であるSBIHD及びライフネット生命から提案を受けたものとなります。

本株主間契約は契約期間を2029年1月31日までとし、当社が下記の財務制限条項に抵触した場合において、SBIHD及びライフネット生命が当社株式について公開買付けを実施する場合においては、濱田佳治が、自己の責めに帰すことができない事由によって当社代表取締役としての職務を長期に行うことができなくなった場合等を除き、濱田佳治、有限会社濱田ホールディングス及び濱田亜季子（以下、「創業家株主」と総称します。）による当該公開買付けへの応募義務（金融機関による担保権が設定されており被担保債務の弁済に用いられる当社株式等を除き、創業家株主が保有する当社株式が応募義務が生じる対象とされる。）が発生することが規定されております。もともと、本株主間契約では、下記の財務制限条項に抵触した場合において、公開買付けが実施された場合には応募義務が生じ得るものの、実際にSBIHD及びライフネット生命が公開買付けを実施するか否かについては特に定められておらず、実施される場合の公開買付けの条件についても特に定められておりません。

#### ① 財務制限条項

下記(i)から(iii)のいずれかに該当する場合。

- (i) 当社の2026年9月期、2027年9月期及び2028年9月期の連結損益計算書における営業利益が赤字となる場合において、当該期のうちの単期の販売管理費の額（ただし、当社の通常の業務の範囲内におけるマーケティングに関する費用及び再保険事業の支払再保険金を除く。）について50億円（ただし、創業家株主が事前にSBIHD及びライフネット生命から書面により承認を得た場合には50億円に代えて当該承認を得た金額とする。）を超過させないこと
- (ii) 2026年9月期以降、当社の連結損益計算書における単期の経常利益を赤字とさせないこと
- (iii) 株主間契約締結日以降、各事業年度の末日時点の当社の連結貸借対照表における純資産の部の金額を0円以上に維持させること

また、創業家株主は、当社が財務制限条項に抵触し、当社株式について公開買付けが実施される場合においては、原則として上記の応募義務を免れず、また、応募を撤回せず、応募の結果成立した応募対象株式の買付けに係る契約を解除しないものとされております。

さらに、本株主間契約では、創業家株主の保有する当社株式について、下記の担保権設定制限及び第三者譲渡制限が付与されます。

#### ② 担保権設定制限及び第三者譲渡制限

創業家株主は、本株主間契約の有効期間中、SBIHD及びライフネット生命が書面により事前に承諾しない限り、原則として、(i)自己又は第三者の負担する債務の担保のために当社株式の上に譲

渡担保権、質権その他の担保権の設定を行わず、また、(ii)本株主間契約に定める応募を除き、当社株式を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行わないことに合意する。

## 5. 業務提携の内容

当社は、2025年7月17日付で、以下の各割当予定先との間で、業務提携について合意しております。その概要は以下のとおりであります。

### ① ライフネット生命との業務提携の内容

ライフネット生命及び当社は、以下の取り組みを共同して実施することを合意します。

#### (a) オンライン完結を補完する多様なチャネルでの取り組み

保険選びのオンライン完結を補完するAIやアバター等のテクノロジーとOMOモデルのコンサルティング力を両当事者で活用し、生命保険を「お客さまが自ら選んで買うもの」への変革を実現すること

#### (b) マーケティングの最適化

双方の持つUI/UXに秀でたサイト制作及び運用のノウハウや、お客さまの保険選びがスムーズになるわかりやすい保険情報の提供等、質の高いマーケティング施策を実現すること

#### (c) オンラインの保険市場の健全な成長への寄与と継続的な発展

オンラインでビジネスを展開している両社でオンラインの保険代理店のルール整備を推進し、オンライン・ディストリビューターの正当な成長を促し、その結果としてオンライン保険の市場を拡大すること

#### (d) 将来的な保険商品の共同検討及び提供の実行

顧客体験に関するノウハウを含む両社の知見を生かした新たな保険商品・サービスの可能性を検討し、将来的にお客さまにその価値を届けること

### ② FWD生命との業務提携の内容

FWD生命及び当社は、以下を含む項目について協議・検討することを合意しております。

#### (a) OMO推進及び相互活用に向けた取り組み

#### (b) 当社におけるデジタルソリューション（丁稚&番頭等）の生命保険会社での効果的活用検討

#### (c) 当社におけるデジタルソリューションに対するFWD生命のソリューション提供による付加価値向上に向けた取り組み

### ③ ブロードマインドとの業務提携の内容

ブロードマインド及び当社は、以下の内容について提携することを合意しております。

#### (a) 資産運用の個別相談サービスの提供

#### (b) 資産運用セミナーの開催

#### (c) 保険業界向けDXソリューションの開発及び販売推進

(d) Webマーケティング

④ メットライフ生命との業務提携の内容

メットライフ生命及び当社は、以下の内容について連携、協力して行うことを確認しております。

(a) ニーズ喚起コンテンツ等の効果性に関する共同研究・分析

(b) 効果的な顧客向けコンサルテーションモデル、営業教育モデルの共同研究・分析

6. 本第三者割当を選択した理由

当社が上場している東京証券取引所プライム市場、福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場における上場維持基準等（純資産が正であること）に適合しない状態となり上場廃止に係る改善期間に該当していることを踏まえると、係る状況を2025年9月末までに解消するためには、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達を行う必要があり、また、2025年9月末までという期限までに債務超過を解消できる確実性のある手法を採る必要がありました。係る観点から、第三者割当以外の調達手法は当社の課題解消の観点からは適切ではなかったため、第三者割当を選択しております。

また、今後当社が各市場で上場を維持するためには、純資産が正であるという上場維持基準等に加えて、流通株式比率等の上場維持基準等についても、一定の比率以上とする必要があります。係る観点からは、債務超過の解消のために必要となる資本を全て普通株式で調達した場合には、流通株式比率の低下が著しくなることが見込まれたため、本第三者割当の一部については、本A種種類株式という無議決権株式で調達することといたしました。

以上の観点から、本第三者割当のスキームを選択しております。

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

A種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式を追加し、A種種類株式に関する規定を新設するとともに、A種種類株式を対価とする取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。A種種類株式を発行する理由につきましては、「第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯」及び第3号議案をご参照ください。

なお、定款の一部変更につきましては、第2号議案乃至第5号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>84,000,000株とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>168,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u>
	普通株式 130,813,300株
	A種種類株式 37,186,700株
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は、100株とする。	第7条 当社の普通株式及びA種種類株式の単元株式数は、100株とする。
第8条～第10条 (条文省略)	第8条～第10条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="602 154 844 177">第2章の2 A種種類株式</p> <p data-bbox="602 191 759 214"><u>(A種種類株式)</u></p> <p data-bbox="602 225 1023 319">第10条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第8項に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="642 334 804 357">2、剰余金の配当</p> <p data-bbox="680 368 1023 891">当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式の株主（以下「A種種類株主」という。）及びA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対して、A種種類株式1株につき、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下総称して「普通株主等」という。）と同順位にて、普通株式1株につき支払う配当額と同額の金銭を支払う。</p> <p data-bbox="642 905 822 928">3、残余財産の分配</p> <p data-bbox="680 939 1023 1068">当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下のいずれか高い金額を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(1) A種種類株式1株につき、150円</u>  <u>(A種種類株式若しくはA種種類株式を</u>  <u>目的とする新株予約権の発行又は行使、</u>  <u>当会社によるA種種類株式の取得、合</u>  <u>併、株式交換、株式移転、株式交付若し</u>  <u>くは会社分割、その他これらに類する事</u>  <u>由の発生により調整を必要とする場合</u>  <u>には、合理的に調整される。以下「払込金</u>  <u>額相当額」という。)</u></p> <p><u>(2) 残余財産を分配する直前に、第4</u>  <u>項の規定に基づきA種種類株式の全てと</u>  <u>引換えに普通株式を交付した場合にA種</u>  <u>種類株式1株相当に分配される金額</u></p> <p><u>4、普通株式を対価とする取得請求権</u>  <u>A種種類株主は、以下に定める条件に</u>  <u>従い、当会社に対し2025年10月1日以</u>  <u>降いつでも、その有するA種種類株式</u>  <u>を取得することを請求することができる。</u></p> <p><u>(1) A種種類株式を取得することと引</u>  <u>換えに交付する株式の種類</u>  <u>当会社普通株式</u></p> <p><u>(2) A種種類株式を取得することと引</u>  <u>換えに交付する株式の数</u>  <u>A種種類株式1株につき当会社普通株式</u>  <u>1株</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>ただし、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じA種種類株式を取得することと引換えに交付する株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</u></p> <p>5、<u>金銭を対価とする取得請求権</u></p> <p><u>A種種類株主は、償還請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、A種種類株主が指定する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、当社に対して書面による通知を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数の償還請求に係るA種種類株式の数の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>6、議決権</u></p> <p><u>(1) A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(2) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p><u>7、譲渡制限</u></p> <p><u>A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>8、株式の分割、併合及び株主割当て等</u></p> <p><u>(1) 当社は、2025年9月5日以降、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに同時に同一の割合とする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、2025年9月5日以降、株主に募集株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式又はA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 第11条～第18条（条文省略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">第19条～第46条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会 第11条～第18条（現行どおり） <u>（種類株主総会）</u></p> <p>第18条の2 第12条、第14条、第15条、第17条及び第18条の規定は、<u>種類株主総会について準用する。</u></p> <p>2、第13条の規定は、<u>定時株主総会と同日に開催する種類株主総会について準用する。</u></p> <p>3、第16条第1項の規定は、<u>会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第19条～第46条（現行どおり）</p>

## 第2号議案 第三者割当による普通株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、以下に記載の要領にて、第三者割当の方法により、普通株式（以下、下記1.のとおり発行される普通株式を「本普通株式」といい、本普通株式の第三者割当を「本普通株式第三者割当」といいます。）を発行することにつきましてご承認をお願いするものであります。

また、本議案に係る募集株式の発行は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条（福岡証券取引所及び札幌証券取引所においては、企業行動規範に関する規則第2条に基づきます。）に定める株主の意思確認手続きとして、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る募集株式の発行は、第1号議案、第3号議案乃至第5号議案が原案どおり承認可決されること、本第三者割当に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件といたします。

### 1. 募集の概要

① 払込期日	2025年9月5日
② 発行新株式数	普通株式 9,480,000株
③ 発行価格	1株につき150円
④ 資金調達額	1,422,000,000円
⑤ 増加する資本金の額及び増加する資本準備金の額	増加する資本金の額 711,000,000円 (1株につき、75円) 増加する資本準備金の額 711,000,000円 (1株につき、75円)
⑥ 募集または割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり普通株式を割り当てます。 SBIHD：6,500,000株 ライフネット生命：2,980,000株

### 2. 第三者割当により普通株式を発行する理由

#### (1) 発行の目的及び理由

資本の増強を実現し、当社の早期の財務体質の改善と、それによる当社の中長期的な企業価値向上を図るため、第三者割当の方法により普通株式を発行することといたしました。当該発行の経緯につきましては、「第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯」をご参照ください。

## (2) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本普通株式の割当予定先との間で、本普通株式第三者割当により発行する本普通株式の払込金額について協議を重ねた結果、本普通株式の払込金額は、150円といたしました。本普通株式の払込金額は、本普通株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2025年7月16日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である260円に対して42.31%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の計算について同様に計算しております。)のディスカウント、同直前1か月間の終値単純平均値である338円に対して55.62%のディスカウント、同直前3か月間の終値単純平均値である313円に対して52.08%のディスカウント、同直前6か月間の終値単純平均値である361円に対して58.45%のディスカウントとなっております。

本普通株式の払込金額については、当社としては、本普通株式の払込金額については株価に対するディスカウント率が10%以内となるように、割当予定先を含む多様な投資家候補との接触を図り交渉を進めてきておりました。フィナンシャルアドバイザーを通じて投資家候補との間で条件に関する協議を重ねておりましたが、ファンド等純投資目的の投資家候補は、出資の前提条件やプライシング等が合わないとのことで、出資を見合わせることになりました。純投資目的の投資家候補と並行して、保険会社を中心に保険業界関係者で支援をいただく方針で当社のデューデリジェンスが実施されましたが、当社が2024年9月期連結会計年度末において、4,973百万円の債務超過となり、当社が上場している東京証券取引所プライム市場、福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場における上場維持基準等(純資産が正であること)に適合しない状態となっており、上場廃止に係る改善期間に該当していること、現状の当社の財務状況や本第三者割当による希薄化の影響等を考慮すると、割当予定先のリスク判断としてはディスカウント率10%以内(日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準)での引受けは困難であるとのことであり、また、結果としては、当社普通株式については払込金額150円にて引き受けることが割当予定先の条件となり、それよりも高い金額では出資の検討を進めることが難しい旨の意向を受けました。

割当予定先との間で条件に関する協議を続ける中において、より有利な条件で当社が必要とする金額を投資してくれる先がないかや、割当予定先から譲歩を得られる余地がないかの交渉も続けておりましたが、割当予定先から最終的に提示を受けた普通株式についての払込金額は150円とのことでした。

そこで、係る普通株式についての払込金額も含め、当社内において本第三者割当について割当予定先が提示する引受条件について検討を重ねたところ、当社の財務状況や、2025年9月末までという期限までに確実に債務超過を解消できる手法であるか、当社の事業内容を含む当社の置かれている状況への理解及び当社の今後の業務の展開といった観点からは、割当予定先が提示する本第三者割当のスキーム（本普通株式について払込金額150円という条件を含みます。）にて本普通株式を割当予定先に引き受けていただくことは合理的であるものと判断いたしました。

また、当社は、上記の協議・交渉の結果をふまえて、本普通株式の発行条件を決定するにあたり公正性を期すため、また、本臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使の参考に資するために、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本顕三）（以下、「赤坂国際」といいます。）に対して本普通株式の価値算定を依頼しました。

赤坂国際会計は、当社株式の算定方法を検討し、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、及び②DCF法を採用して本普通株式の株式価値の算定を行い、当社は、2025年7月17日付で、株式価値算定書（以下、「本普通株式価値算定書」といいます。）を受領しております。

本普通株式価値算定書によれば、市場株価平均法及びDCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとされております。

市場株価平均法：260円から361円

DCF法：117円から291円

市場株価平均法では、本普通株式第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日である2025年7月16日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値260円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値338円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値313円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値361円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を260円～361円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した2025年9月期から2029年9月期までの5期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2025年9月期第3四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を117円～291円と算定しております。なお、割

引率は加重平均資本コストとし、10.51%～12.61%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久還元法及びEXITマルチプル法を採用し、永久還元法では永久成長率を▲0.5%から0.5%、EXITマルチプル法では企業価値に対するEBITDAの倍率を6.0倍から7.1倍として、当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

本普通株式の払込金額を決定する上では、当社が債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、割当予定先との協議及び交渉を重ねた結果、上記のとおり、本普通株式の払込金額を、本普通株式価値算定書のDCF法による算定結果の範囲内である、1株当たり150円に決定しました。かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものの、当社が大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、割当予定先との協議及び交渉を重ねた結果決定された金額であり、本普通株式価値算定書の算定結果の範囲内の金額であります。

このように、本件におきましては、当社の置かれた事業環境及び財務状況、本臨時株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得る必要があること、本第三者割当の目的等を総合的に勘案した上で、割当予定先から提示のあった引受条件が合理的であるか否かを検討し、払込金額を決定しております。割当予定先との間で複数回にわたり協議を重ねた結果、当社取締役会といたしましても、現在の当社の状況を考慮すると、本第三者割当と同等以上の確度で2025年9月末までという期限までに債務超過を解消することは、他の方法によっては事実上困難であり、現時点において当該条件において速やかに本第三者割当を実行することは必要かつ適切であると判断いたしました。かかる本普通株式の払込金額は、本普通株式価値算定書のDCF法による算定結果の範囲内であることから当社の現状の財務状況を踏まえた合理性のある金額と考えられる一方で、当社の株価からは大きな乖離が生じているため、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当する可能性があると考えられます。そのため、本普通株式の発行を含む本第三者割当について、本臨時株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを条件としております。

なお、当社監査役4名（うち社外監査役3名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本普通株式の発行条件が有利発行に該当する可能性があると考えられ、また、後述のとおり、A種種類株式の払込金額についても、会社法上、割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、本第三者割当について本臨時株主総会の特別決議による承認を条件とする旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実認められない旨の意見を得ております。

### (3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本普通株式第三者割当により発行される本普通株式は9,480,000株（議決権数は94,800個）であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数22,988,200株に対する比率は41.24%（2025年6月30日現在の当社議決権総数229,706個に対する比率は41.27%）、本A種種類株式の全てが当初の条件で普通株式に転換された場合に交付される普通株式数は37,186,700株（議決権数371,867個）であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数22,988,200株に対し161.76%（2025年6月30日現在の当社議決権総数229,706個に対しては161.89%）であります。これらを合計した、本第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数は46,666,700株（議決権数は466,667個）であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数22,988,200株に対し、203.00%（2025年6月30日現在の当社議決権総数229,706個に対しては203.16%）の割合で希薄化が生じることとなります。

もっとも、上述した当社の課題（上場している東京証券取引所プライム市場、福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場における上場維持基準等（純資産が正であること）に適合しない状態となり上場廃止に係る改善期間に該当していること等）を踏まえると、本第三者割当は当社の企業価値の向上や株主の皆様の利益保護のためには必要性があり、上記の希薄化を考慮してもなお、合理性を有するものと考えております。

### 第3号議案 第三者割当によるA種種類株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記に記載の要領にて、第三者割当の方法により、A種種類株式（以下、下記1.のとおり発行されるA種種類株式を「本A種種類株式」といい、本A種種類株式の第三者割当を「本A種種類株式第三者割当」といいます。）を発行することにつきましてご承認をお願いするものであります。

また、本議案に係る募集株式の発行は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条（福岡証券取引所及び札幌証券取引所においては、企業行動規範に関する規則第2条に基づきます。）に定める株主の意思確認手続きとして、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に係る募集株式の発行は、第1号議案、第2号議案、第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されること、本第三者割当に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件といたします。

#### 1. 募集の概要

① 払込期日	2025年9月5日
② 発行新株式数	A種種類株式 37,186,700株
③ 発行価格	1株につき150円
④ 資金調達額	5,578,005,000円
⑤ 増加する資本金の額及び増加する資本準備金の額	増加する資本金の額 2,789,002,500円 (1株につき、75円) 増加する資本準備金の額 2,789,002,500円 (1株につき、75円)
⑥ 募集または割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおりA種種類株式を割り当てます。 ライフネット生命：17,020,000株 SBIHD：13,500,000株 FWD生命：3,333,300株 メットライフ生命：2,000,000株 ブロードマインド：1,333,400株

## 2. 第三者割当によりA種種類株式を発行する理由

### (1) 発行の目的及び理由

資本の増強を実現し、当社の早期の財務体質の改善と、それによる当社の中長期的な企業価値向上を図るため、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行することといたしました。当該発行の経緯につきましては、「第1号議案乃至第5号議案の上程に至る経緯」をご参照ください。

### (2) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本A種種類株式第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、割当予定先との間で真摯な協議を行い、その結果、A種種類株式の払込金額を1株当たり150円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯に加えて、A種種類株式の商品性を総合的に勘案すれば、係る払込金額には合理性が認められると考えております。当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期するため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、A種種類株式評価報告書（以下、「A種種類株式算定書」といいます。）を取得しております。第三者算定機関である赤坂国際は、A種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、A種種類株式発行要項及び投資契約に定められた諸条件を考慮の上、一定の前提（A種種類株式の転換価額（種類株式1株につき普通株式1株を対価とする）、想定する満期までの期間（5年経過後以降）、当社普通株式の株価（260円）、株価変動性（ボラティリティ）（48.3%）、配当利回り（予定配当額は0円/株）、無リスク利率（1.1%）等）の下、A種種類株式の公正価値の算定をしております。A種種類株式算定書において2025年7月16日の東京証券取引所終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株当たり143.8円から151.0円とされております。当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際によるA種種類株式算定書における上記算定結果やA種種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものです。

上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、赤坂国際によるA種種類株式算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額（1株当たり150円）は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。しかしながら、A種種類株式

には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

### (3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

前述のとおり、本普通株式第三者割当により発行される本普通株式は9,480,000株（議決権数は94,800個）であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数22,988,200株に対する比率は41.24%（2025年6月30日現在の当社議決権総数229,706個に対する比率は41.27%）、本A種種類株式の全てが当初の条件で普通株式に転換された場合に交付される普通株式数は37,186,700株（議決権数371,867個）であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数22,988,200株に対し161.76%（2025年6月30日現在の当社議決権総数229,706個に対しては161.89%）であります。これらを合計した、本第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数は46,666,700株（議決権数は466,667個）であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数22,988,200株に対し、203.00%（2025年6月30日現在の当社議決権総数229,706個に対しては203.16%）の割合で希薄化が生じることとなります。

もっとも、上述した当社の課題（上場している東京証券取引所プライム市場、福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場における上場維持基準等（純資産が正であること）に適合しない状態となり上場廃止に係る改善期間に該当していること等）を踏まえると、本第三者割当は当社の企業価値の向上や株主の皆様の利益保護のためには必要性があり、上記の希薄化を考慮してもなお、合理性を有するものと考えております。

#### 第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、次のとおり、資本金及び資本準備金（以下、「資本金等」といいます。）の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、資本金等の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金をもって、繰越利益剰余金の欠損に填補する手続きを実施するため、資本金等の額の減少についてご承認をお願いするものであります。

なお、資本金等の額の減少につきましては、第1号議案乃至第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されること及び本第三者割当増資に係る払込みが行われることを条件といたします。

##### 1. 減少する資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額6,857,078,608円のうち6,757,078,608円を減少し、100,000,000円とします。

##### 2. 減少する資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額3,957,769,280円のうち3,857,769,280円を減少し、100,000,000円とします。

##### 3. 資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、上記のとおり資本金等の額の減少を行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

##### 4. 資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2025年9月5日

## 第5号議案 剰余金の処分の件

上述のとおり、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第452条の規定に基づき、第4号議案による資本金等の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金をもって、繰越利益剰余金の欠損に填補する手続きを実施することについてご承認をお願いするものであります。

なお、剰余金の処分につきましては、第1号議案乃至第4号議案が原案どおり承認可決されること及び第4号議案の資本金等の額の減少の効力発生を条件といたします。

### 1. 剰余金の処分の内容

第4号議案による資本金等の額の減少を行うことによって生じたその他資本剰余金10,614,847,888円のうち8,742,489,555円を減少し、同額を繰越利益剰余金に振り替えて欠損填補に充当いたします。

### 2. 剰余金の処分が効力を生ずる日

2025年9月5日

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

会場：大阪市中央区瓦町三丁目5番7号  
株式会社アドバンスクリエイト 本社10階会議室



- 大阪メトロ／本町駅（地下鉄 御堂筋線）から北方向へ徒歩約5分  
①番出口
- 大阪メトロ／淀屋橋駅（地下鉄 御堂筋線）から南方向へ徒歩約5分  
⑪番出口
- 京阪電車／淀屋橋駅から南方向へ徒歩約9分  
⑧番出口

当日は駐車場の用意はしていませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。